

# 一般財団法人日本建築センター 耐震診断評定業務手数料規程

頁 No.1/2

BTRI-M403-04

平成22年 3月29日制定

平成25年12月5日改訂

平成25年12月5日施行

## (趣 旨)

**第1条** 本規程は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が定めた耐震診断評定業務規程（以下「業務規程」という。）第21条に基づき、財団が実施する耐震診断評定業務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

## (評定手数料)

**第2条** 財団は、業務規程第13条第1項に基づいて評定の申請を引き受けたときは、申請に係る建築物、建築物の部分及び工作物（以下「建築物等」という。）の延べ面積に応じて、下表に掲げる額に消費税を加えた額の評定手数料の請求書を申請者に対して発行する。

申請に係る建築物等の延べ面積	耐震診断の評定 (消費税別)	耐震改修計画の評定 (消費税別)	耐震診断及び耐震改修計画の評定 (消費税別)
500㎡以下	180,000円	270,000円	360,000円
500㎡を超え2,000㎡以下	240,000円	320,000円	430,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以下	300,000円	400,000円	540,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以下	400,000円	540,000円	720,000円
10,000㎡を超え20,000㎡以下	500,000円	670,000円	900,000円
20,000㎡を超えるもの	別途見積もり額 (A)	別途見積もり額 (B)	$(A+B) \times 0.8$

2 下表のいずれかに該当する場合、財団は、右欄に定める額を前項の評定手数料に加算するものとする。

	加算する場合	加算する額
(1)	第3次診断等を用いて診断される場合	前項に掲げる評定手数料の2割に相当する額
(2)	高度な検証法（時刻歴応答解析等）を用いて診断されている場合	見込まれる評定作業量の増大に相当する費用
(3)	特殊な工法、材料、技術等が採用されている場合	
(4)	構造形式が複雑な場合	

3 財団は、申請者が次の各号のすべてに該当する複数の建築物等を同時に申請する場合、二棟目以降の申請の手数料について、第1項及び第2項に基づき算出した評定手数料を半額に減じるものとする。

- (1) 同一の設計による建築物等であること。
- (2) 同一の診断者であること。

# 一般財団法人日本建築センター 耐震診断評定業務手数料規程

頁 No.2/2

BTRI-M403-04

平成22年 3月29日制定

平成25年12月5日改訂

平成25年12月5日施行

(3) 同一の耐震診断又は耐震改修計画であること。

4 財団は、申請の内容が、評定の変更（既に交付された評定書若しくは報告書又は当該評定の申請書若しくは申請図書の記載事項の一部を変更することをいう。）に該当する場合、又は評定業務が効率的に実施できると財団が判断した場合は、第1項の評定手数料を減額できる。

## (現地調査手数料)

**第3条** 財団は、業務規程第15条第2項に基づく現地調査を行った場合、財団が当該現地調査に要した額の現地調査手数料の請求書を申請者に対して発行するものとする。

## (再交付手数料)

**第4条** 財団は、業務規程第20条に基づいて評定書等の再交付の申請を受けたときは、10,000円(消費税抜き)の再交付手数料の請求書を申請者に対して発行するものとする。

## (納入の方法)

**第5条** 申請者は、前3条に係る手数料を指定期日までに財団の指定する金融機関へ振り込みにより納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の振り込みに要する費用は、申請者の負担とする。

## <消費税に関する取り扱い>

平成26年3月31日までに審査を終了する案件には5%の、同年4月1日以降に審査を終了する案件には8%の消費税が適用されます。なお、同年4月1日以降に審査終了予定の案件が、同年3月31日以前に審査終了した場合には、消費税の差額3%分を返金いたします。